

函館市施設機能強化推進費加算認定要綱

第1 目的

施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意識の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育および災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導體制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。

第2 通常事業および内容

1 通常事業

(1) 種類

- ア 社会復帰等自立促進事業
 - (ア) 施設入所者社会復帰促進事業
 - (イ) 心身機能低下防止事業
 - (ウ) 処遇困難事例研究事業
- イ 専門機能強化事業
 - (ア) 介護機能強化事業
 - (イ) 機能回復訓練機能強化事業
 - (ウ) 技術訓練機能強化事業
- ウ 総合防災対策強化事業

(2) 内容

別表1のとおり

2 事業の選択

事業は、各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

3 加算の方法等

- (1) 加算を受けようとする施設は、別紙様式1による申請書を毎年4月30日までに市長に提出すること。
- (2) 市長は、申請のあった施設について、上記2の各事業について相当の規模および頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所者処遇の向上等施設運営の充実強化に効果が期待できると認められる場合に認定し、別紙様式2の認定書を交付し、次の方法により加算するものとする。
- (3) 加算は次の方法により行うものであること。

- ア 個々の事業ごとの加算額は、別表 1 にあるそれぞれの単価を限度とすること。
- イ 1 施設当たりの加算総額は、入所施設にあつては年額 75 万円以内（ただし、第 2 の 1 の（1）のアおよびイの事業のみを行う場合は年額 50 万円以内とし、婦人保護施設の一時保護所については第 2 の 1 の（1）のウの事業のみを対象とし、年額 45 万円以内とする。）、通所・利用施設にあつては年額 45 万円以内とする。ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、1 施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は、加算の対象としないものであること。
- (4) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁することとし、その加算分の措置費単価は、次の算式により算定するものであること（ただし、10 円未満は四捨五入）。

$$\text{措置費単価} = \frac{\text{加算認定額}}{\text{定員} \times 12 \text{月}}$$

- (5) デイサービス事業およびショートステイ事業等の国庫補助事業および地方公共団体の単独事業を実施している施設については、同種の事業は加算の対象としないものであること。

4 支出対象経費

- (1) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）
- (2) 役務費（通信運搬料。ただし社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料および損害保険料とする。）
- (3) 旅費
- (4) 謝金
- (5) 備品購入費
- (6) 原材料費
- (7) 使用料および賃借料
- (8) 賃金（総合防災対策強化事業に限る。）
- (9) 委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

第 3 特別事業

1 救護施設居宅生活訓練事業（以下「居宅生活訓練事業」という。）

(1) 目的

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに

に、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。

（2）対象者

本事業の対象者は、生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、1年間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能となると認められる者のうちから、当該施設の施設長により選定された者とする。

なお、選定に当たっては、対象者に対して、事前に本事業の目的および内容を十分説明し、その実施について了解を得ること。

また、本事業の対象として訓練を実施した結果、退所することができなかった者は、一定期間本事業の対象としない。

（3）実施施設の指定

本事業を実施しようとする施設は、毎年度、別紙様式1による申請書を4月30日までに市に提出し、その指定を受けること。

（4）実施期間との連携

事業終了後、居宅生活を送ることが可能となった者については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなるので、十分な連絡調整を図ること。

（5）対象者の居住場所および設備

ア 訓練住居は、本事業を実施する救護施設（以下「実施施設」という。）の近隣に確保し、通常の生活に必要な設備を有すること。

イ 居室は個室とすること。

ウ 緊急時等の対応のため、電話設備を設けること。

（6）訓練期間・対象人員

訓練期間は、原則1年間とし、この期間の対象人員は2名から5名程度とすること。

ただし、訓練期間の延長により退所が見込まれる者については、さらに1年以内の延長を認める。

（7）職員の実施体制

本事業の実施に当たっては、原則として、2名以上の職員を配置することとし、本事業についての実務上の責任者（居宅生活訓練事業担当責任者）を専任職員として1名配置すること。

また、本事業は施設入所者の処遇の一環として実施するものなので、実施施設と十分連携協力体制をとり実施すること。

（8）事業の実施および訓練内容

本事業の実施に当たっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、次の指導項目について、あらかじめ訓練計画を定め、効果的に行うこと。

- ・日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等）

・社会生活訓練（公共交通機関の利用，通院，買い物，対人関係の構築等）

・その他，自立生活に必要な訓練

(9) 他事業との連携について

本事業の実施に当たっては，地方自治体においてセーフティネット補助金で実施する居住支援事業と連携するなどにより，救護施設に入所している利用者の地域移行や地域生活移行後の居宅生活継続に向けた支援を積極的に行うこと。

(10) その他留意事項

本事業の実施期間中は，衛生管理，健康管理について十分配慮すること。

本事業の実施に当たっては，訓練中の事故防止について十分留意すること。

特に夜間においては，火災等に備えて最善の注意を払うこと。

2 加算の方法等

市長は，事業を実施しようとする施設から，別紙様式1を参考とした申請書を提出させ，当該施設の年間事業計画および当該申請事業内容および経費等について必要な審査を行い，必要と認めた場合は次により加算すること。

(1) 本事業の実施に要する経費は，利用者が5名以上の場合は，1施設あたり月額758,670円，利用者が3名および4名の場合は，1施設あたり月額603,670円，利用者が2名の場合は，1施設あたり月額526,170円を限度とする。

ただし，訓練期間内における各月初日における本事業の対象者数が原則として2名を下回る場合は，支弁の対象としない。

なお，事業対象者の地域移行の結果や，やむを得ない事情により，一時的（原則3ヶ月程度）に利用者が2名を下回る場合（1名を下限とする）は，支弁の対象とすることができるものとする。その際の本事業の実施に要する経費は，1施設あたり月額448,670円を限度とする。

(2) この加算は，各月に支弁する事務費に加えて認定額を支弁するものとする。

認定額＝居宅生活訓練事業加算分保護単価(※)×その施設の各月初日の入所実人員

$$\text{※ 居宅生活訓練事業加算分保護単価} = \frac{1 \text{施設当たりの年額} / 12 \text{ヶ月}}{\text{その施設の4月初日の定員}}$$

(10円未満については四捨五入)

(後期のみ実施する場合は「12ヶ月」を「6ヶ月」に、「4月」を「10月」に読み替えるものとする。)

3 事業対象者の効果測定

事業者は、事業期間終了時までには事業対象者に係る事業の効果測定（達成度、目標との比較等）を行い、保護の実施機関に報告するものとする。また、保護の実施機関は当該報告についてケース診断会議等において検討を行い、支援方針に反映し、併せて決定内容について事業者に対し通知を行うものとする。

第4 実績報告等

1 この加算が認められた施設は、当該年度の翌年5月30日までに別紙様式1の事業実績報告書を市長あて提出すること。

また、特別事業を実施した施設については、別紙様式3の居宅生活訓練事業実施報告書も併せて提出すること。

2 この加算に係る経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準によりこの加算に係る経理を行う。）ものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

3 この加算に係る事業については、市が行う指導監査の対象となるものであること。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年10月 4日から施行する。

別表 1

施設機能強化推進費の業務内容《保護施設・身体障害者更生援護施設等・婦人保護施設関係》

	社会復帰等自立促進事業			専門機能強化事業			総合防災対策強化事業	
	施設入所者社会復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	介護機能強化事業	機能回復訓練機能強化事業	技術訓練機能強化事業		
1 事業内容目的	就労し社会で活躍している施設経験者やアルコール中毒から立ち直った者等を招き、就労のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むために必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の就労等による社会復帰を促進する。	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招へいし、入所者との座談会、レクリエーションおよび身寄りのない入所者との一日親子等会話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る。	在宅の寝たきり老人、認知症老人等の介護経験者を招き、近隣の施設の指導員、寮母等と共に、処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。	家庭において、寝たきり老人、認知症老人および重度障害者（児）を抱え介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める	家庭において、寝たきり老人、重度障害者（児）の介護に当たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等についての相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。 また、在宅障害者等を招き、入所者と共に訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	在宅の老人、障害者等を対象として、技術修得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。 また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育および災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。	
2 実施方法(例)	① 施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。 ② 入所者の一般工場、事業者等への見学を集团的に実施する。	部外者招へいによる入所者との座談会、レクリエーション、一日親子等を実施する。	① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。 ② 職員を市内または市外の他の施設で実地研修させる。	パンフレット、スライド、ビデオ等により介護方法を助言、指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練、補装具・自助具の操作方法等を助言、指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により技術修得のための作業訓練方法を助言、指導する。 また、入所者との共同作業に参加させる。	入所施設	通所・利用施設
3 加算単価	30万円以内	30万円以内	30万円以内	15万円以内	15万円以内	15万円以内	45万円以内	15万円以内

別紙様式 1

申 請 書
施設機能強化推進費加算
事業実績報告

令和 年 月 日

函館市長 様

施設所在地 (〒 ー)
施設種別
施設名
施設長名

- 1 入所者の状況
- 2 申請 (支出済額)
- 3 事業内容等

事業実施計画 (実績) および支出予定 (済) 額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定 (済) 額			
		実施時期	内 容	総事業費	科目	金額	積算内訳
社会復帰等自立促進事業							
専門機能強化事業							
総合防災対策強化事業							
居宅生活訓練事業	居宅生活訓練事業						
合計							

別紙様式 2

函福生総

令和 年 月 日

(申請者氏名) 様

函 館 市 長

令和 年度〇〇福祉施設に係る施設機能強化推進費の認定について

令和 年 月 日付けをもって申請のあった標記について、下記のとおり認定したので通知します。

なお、この加算に伴う貴施設の事務費支弁基準額（保護単価）については、別途通知します。

記

加算認定内訳

事業名

認定額

(保健福祉部生活支援総務課管理担当)

居宅生活訓練事業実施報告書

令和 年 月 日

- 1 施設名 :
- 2 施設所在地 :
- 3 設置主体 :
- 4 経営主体 :
- 5 実施状況 :

訓練を受けた者	年齢	訓練期間	退所年月日	生活訓練等の実施状況	障害等の状況	退所後の通所先等	備考
A		月～ 月					
B		月～ 月					
C		月～ 月					
D		月～ 月					
E		月～ 月					

6 「やむを得ない理由」

(記載上の注意)

- 1 この表は、居宅生活訓練事業を行った対象者すべてについて記入すること。
- 2 居宅生活訓練事業を行った対象者のうち、「やむを得ない理由」により退所ができなかった場合には、その理由を個々に記入すること。